

PN 研究会賞 選奨規程

フォトニックネットワーク研究専門委員会

●PN 研究賞および PN 若手研究賞

・ 目的

PN 研究賞については、フォトニックネットワーク分野の研究の発展に対する貢献を称えるとともに、研究会活動の活性化を促す。また、PN 若手研究賞については、将来のフォトニックネットワーク分野を担う研究者を育成する一助とする。

・ 審査対象

研究内容を審査対象とする。なお、若手研究賞についてはプレゼンテーション評価も加味する。若手研究賞の対象者は発表時において 30 歳未満の講演者とする。

・ 対象となる発表

1 月の研究会から 12 月の研究会までの第一種研究会の一般講演、及び奨励講演を対象とする。招待講演、依頼講演、チュートリアル講演、記念講演、特別講演、パネル講演、ポスター講演は対象外とする。

・ 審査方法

各月に開催された研究会においてノミネートし、当該年の全第一種研究会終了後に専門委員会委員による投票を研究賞、若手研究賞それぞれに行い、2 件程度ずつ選ぶ。

1. 研究会において各講演について、各セッションの座長が評価・推薦を行う。座長は、PN 研究賞と PN 若手研究賞のノミネート候補をそれぞれ最大 1 件ずつ選定する。また、専門委員会委員は参加したセッションにおいて、自身が著者に含まれない各講演について PN 研究賞と PN 若手研究賞のノミネート候補をそれぞれ最大 1 件ずつ推薦することができる。また、奨励講演は全てノミネート候補とする。
2. 座長評価の結果及び専門委員会委員からの推薦を参考に、幹事団により、ノミネート候補を選定する。その数については制限をおかない。
3. 当該年の全第一種研究会終了後、担当幹事よりノミネートされた論文リストを、研究賞、若手研究賞それぞれについて配布。専門委員会委員がそれぞれ順位付けをして 3 件以内を選ぶ。
4. 専門委員会委員による投票においては、委員が被対象者であっても投票の権利を有する。

- ・表彰

3月に開催される研究会において、研究賞については、著者全員を対象として、賞状、盾を贈呈する。ただし、著者が6名以上の講演の場合は、盾の贈呈は一組織につき一枚を基準とする。若手研究賞については、発表者を対象として、賞状、図書券を贈呈する。副賞はそれぞれ1件あたり10,000円相当を目安とする。

- ・付則

本規程の改訂は、フォトニックネットワーク研究専門委員会の承認を得るものとする。
本規程は、フォトニックネットワーク研究専門委員会の Web で公開する。